

## 会 議 開 催 案 内

津山・英田圏域保健医療対策協議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴できるものとします。

津山・英田圏域保健医療対策協議会

1 開催日時

令和5年10月5日（木） 16時00分～17時30分

2 開催場所

津山鶴山ホテル（津山市東新町114-4）

3 議題

第9次津山・英田圏域保健医療計画（案）について

4 傍聴定員

3人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しく下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- (2) 受付開始時刻は当日15時30分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

6 会議傍聴要領

別紙のとおり

7 お問い合わせ先

美作保健所 企画調整情報課

TEL 0868-23-0114

別紙

## 傍 聴 要 領

津山・英田圏域保健医療対策協議会

- 1 傍聴する場合の手続き
  - (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、指示に従って会場に入室してください。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。
  
- 2 会議の秩序の維持
  - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
  - (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。
  
- 3 会場を傍聴する場合に守っていただく事項  
傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
  - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
  - (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
  - (4) 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと
  - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと